

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する
指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔令和8年6月11日
旭川市福祉安心部指導監査課〕

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である株式会社和ごころに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和8年6月11日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社和ごころ
代表者名：代表取締役 岩崎 正則
所在地：旭川市東8条2丁目3番11号

(2) 事業所

事業所名：共同生活援助 Collage
所在地：旭川市東8条2丁目3番11号
サービス種類：共同生活援助
指定年月日：令和4年6月1日

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止(処分の日から1か月間の新規利用者の受入れ停止)

令和8年6月11日から令和8年7月10日までの1か月間
サービス種類：共同生活援助
根拠法令：障害者総合支援法第50条第1項第3号
処分年月日：令和8年6月11日

4 処分の原因となる事実

(1) 人格尊重義務違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)

旭川市障害者虐待防止センターが実施した調査の結果、従業員から利用者への障がい者虐待(身体的虐待)があったと判断された。